

子ども・子育て支援新制度に 係る基準等について (条例制定等)

平成26年6月11日

平成26年度 第2回子ども・子育て会議資料

1. 子ども・子育て関連3法の概要

◆子ども・子育て関連3法

幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした、次の3つの法律が平成24年8月に成立した。

(1) 子ども・子育て支援法

(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（「認定こども園法」）

(3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

◆3法の趣旨

・子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が第一義的責任を有するという基本認識の下、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント

- ・認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- ・施設型給付及び地域型保育給付の創設
- ・地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）

◆施行時期

平成27年4月1日

⇒平成26年秋には新制度に基づいて利用申込み手続きが開始される。

子ども・子育て支援給付

■施設型給付

- ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付

■地域型保育給付

- ・小規模保育
- ・家庭的保育
- ・事業所内保育
- ・居宅訪問型保育

■児童手当

- ・個人への現金給付

市町村は、

- ①子ども・子育て支援給付、
- ②地域子ども・子育て支援事業を実施する。

地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健診
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧一時預かり
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

2. 子ども・子育て支援給付の対象となる施設・事業

◆施設型給付

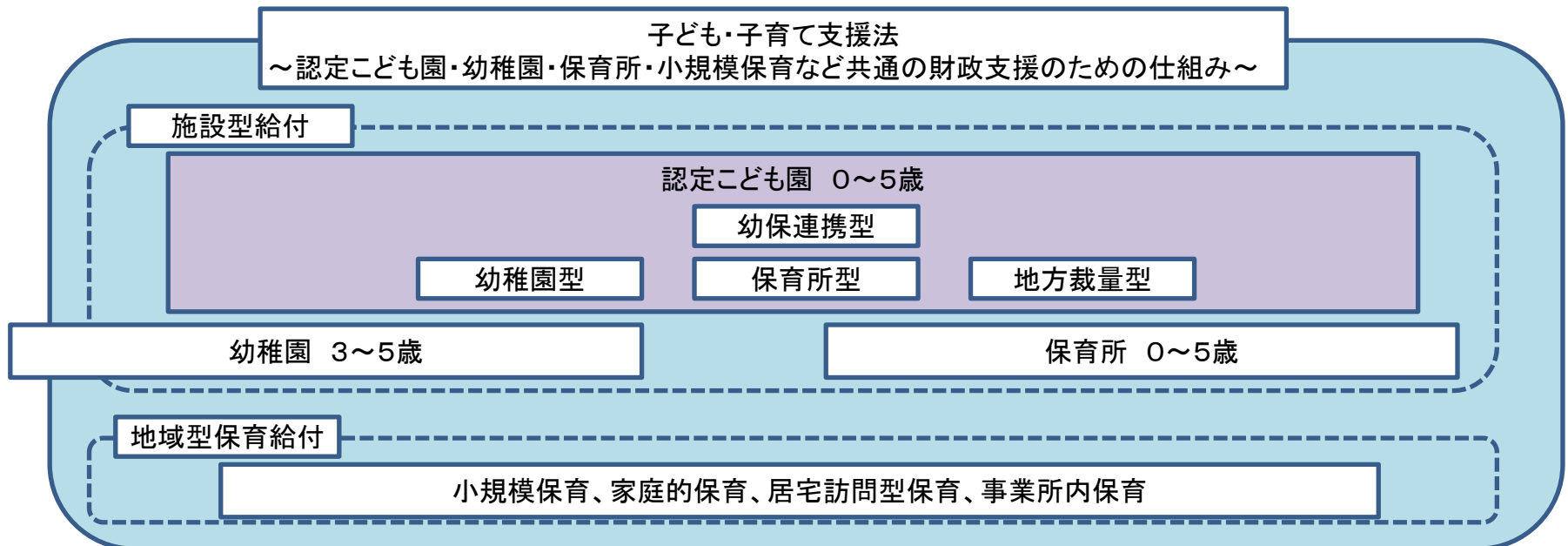
「教育・保育施設」

- (1) 保育所
- (2) 認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）
- (3) 幼稚園

◆地域型保育給付

「地域型保育事業」

- (1) 小規模保育（定員6～19人）
- (2) 家庭的保育（定員5人以下）
- (3) 居宅訪問型保育（定員1：1．保育を必要とする子どもの居宅で実施）
- (4) 事業所内保育（定員の定めなし．事業所の従業員の子ども（従業員枠）＋地域の保育を必要とする子ども（地域枠））



※子ども・子育て支援法における給付・事業の種類について

【類型図】

給付または事業	種別		種別2	種別3	認可	確認
子ども・子育て支援給付	教育・保育給付	施設型給付	認定こども園	幼保連携型	県	市
				保育所型		
				幼稚園型		
				地方裁量型		
			幼稚園	—		
		保育所	—			
		地域型保育給付	家庭的保育事業	—	市	
			小規模保育事業	A型		
				B型		
				C型		
居宅訪問型保育事業	—					
事業所内保育事業	—					
現金給付	児童手当					
地域子ども・子育て支援事業(全13事業)	①利用者支援、②地域子育て支援拠点事業、③妊婦健診、④乳児家庭全戸訪問事業、⑤養育支援訪問事業 その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業、⑥子育て短期支援事業、⑦ファミリー・サポート・センター事業、⑧一時預かり、⑨延長保育事業、⑩病児・病後児保育事業、⑪放課後児童健全育成事業、⑫実費徴収に係る補足給付、⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業					

3. 子ども・子育て支援給付の対象となる施設・事業の確認

◆確認制度

新制度では、「認可」を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、利用定員を定めた上で給付の対象となることを「確認」し、給付費（委託費）を支払う。

⇒次ページの『※「認可」と「確認」の関係について』を参照

※ 給付の対象となるためには、次のことが求められる。

①学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準等を満たすこと

②子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準（＝運営基準）を満たすこと

※ 運営基準については、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例として定める必要がある。

◎新制度の施設及び事業に係る基準策定について

		施設・事業	認可・確認権者	対応する基準
認可	教育・保育施設	幼稚園	静岡県	従来どおり
		保育所	静岡県	従来どおり
		認定こども園	静岡県	県
	地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)		御殿場市	新たに市が 条例で定め る必要あり
確認	教育・保育施設	御殿場市		
	地域型保育事業	御殿場市		

※ 「認可」と「確認」の関係について

	「認可」	「確認」
根拠法	認定こども園：認定こども園法(第13条等) 幼稚園：学校教育法(第3条) 保育所：児童福祉法(第45条) 家庭的保育事業等：児童福祉法(第34条の16)	子ども・子育て支援法(第34条、第46条)
基準	認可権者が定める基準(設備・運営)を遵守しなければならない。	①教育・保育施設の区分及び地域型保育の種類に応じ、認可権者が定める基準(設備・運営)を遵守しなければならない。 ②市町村の条例で定める運営に関する基準に従い、特定教育・保育及び特定地域型保育を提供しなければならない。
財政措置	認定こども園・幼稚園・保育所 ⇒ 施設型給付 家庭的保育事業等 ⇒ 地域型保育給付	
定員の設定方法	認可権者が定める基準(設備・運営)の範囲内で認可定員を設定	認可定員の範囲内で利用定員を設定

⇒ 「認可」を受けた施設・事業が給付(財政措置)の対象となるために、市町村の「確認」が必要

新制度では、市町村は認可定員の範囲内で利用定員を設定し、利用定員の範囲内で施設・事業者に対して給付費が支給されることから、「認可」基準の範囲内で定められる認可定員と「確認」において定められる利用定員は、一致することが基本となる。

4. 「支給認定」と「利用調整」

- ・新制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなる。（＝支給認定）
- ・新制度では、当分の間、すべての市町村は、保育の必要性の認定を受けた子どもが認定こども園、保育所、地域型保育事業を利用するに当たり、利用調整を行ったうえで、各施設・事業者に対して利用の要請を行うこととされている。

◆認定区分

- (1) 1号…保育を必要としない3歳以上の子ども
- (2) 2号…保育を必要とする3歳以上の子ども
- (3) 3号…保育を必要とする3歳未満の子ども

◆保育の必要性の認定

国が策定する認定基準を基に、現行制度や運用の実態等を勘案しながら、各市町村が基準を策定する必要がある。

《国のイメージ図》

※実際の運用に当たっては、さらに細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

①事由

- ・就労
- ・妊娠・出産
- ・保護者の疾病・障害
- ・同居親族等の介護・看護
- ・災害復旧
- ・求職活動
- ・就学
- ・虐待やDVのおそれがあること
- ・育児休業取得時に、既に保育を利用していること
- ・その他市町村が定める事由

②区分(保育必要量)


- ・保育標準時間
1日11時間まで
(就労時間の下限は、1か月あたり120時間程度)
- ・保育短時間
1日8時間まで
(就労時間の下限は、1か月あたり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定めることとする)

③優先利用

- ・ひとり親家庭
- ・生活保護世帯
- ・生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ・虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ・子どもが障害を有する場合
- ・育児休業明け
- ・兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合
- ・小規模保育事業などの卒園児童
- ・その他市町村が定める事由

※ 「支給認定区分」

	保育の必要性 なし	保育の必要性 あり
3歳以上	<p>教育保育標準時間認定(1号認定)</p> <p>【利用する主な教育・保育事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・認定こども園(幼稚園部分) 	<p>保育認定(2号認定)</p> <p>【利用する主な教育・保育事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所 ・認定こども園(保育所部分)
3歳未満	<p>認定なし</p> <p>【利用する教育・保育事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし 	<p>保育認定(3号認定)</p> <p>【利用する主な教育・保育事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所 ・認定こども園(保育所部分) ・地域型保育事業



保育短時間	保育標準時間
1日、最大8時間の 保育利用が可能	1日、最大11時間 の保育利用が可能

※ 「支給認定」について

- 保育の認定に当たっては、主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、とパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定。
- この2つの区分に基づき、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じて保育必要量を設定。
- 原則として、市町村からの認定を受けた後で施設へ申込みすることが、教育標準時間認定のみを希望する場合には、保護者が入園内定の施設(幼稚園・認定こども園)を通じて、市町村へ認定申請を行い、支給認定証の交付を受ける仕組みとする。

5. 本市が今後定める基準

◆認可基準

- (1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（条例＋規則）





◆運営基準

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（条例＋規則）
- (2) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（条例）
⇒子育て支援課が対応

◆その他

- (1) 保育の必要性の認定基準（条例等（規則の可能性有））
- (2) 施設型給付及び地域型保育給付に係る利用者負担額（条例等）
- (3) 既存例規の改正（保育事業条例等）

6. 基準策定までのスケジュール（案）

	平成26年度					平成27年度
	6月	7月	8月	9月	10～3月	4月
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(条例+規則)	・子ども・子育て会議 ・調整会議 ・庁議	《継続審議の場合》 ・調整会議 ・庁議		9月 市議会		施行 
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(条例+規則)	・子ども・子育て会議・調整会議 ・庁議	《継続審議の場合》 ・調整会議 ・庁議				施行 
放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準(条例+規則)	・子ども・子育て会議 ・調整会議 ・庁議	《継続審議の場合》 ・調整会議 ・庁議				施行 
保育の必要性の認定基準(規則)		・子ども・子育て会議【7/上旬】 ・調整会議 ・庁議				施行 
利用者負担額(条例?)	国の公定価格等を踏まえて検討し、平成27年3月までに定める				3月 市議会	施行 